

輸入差止申立書（C-5840）

「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。

「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第10項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェック等と併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。

「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第10項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。

「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後70年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第10項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から4年間とする。

「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。

「権利者」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。

「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文

字は抹消して差し支えない。

「**侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項**」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「**並行輸入に関する参考事項**」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンシー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。

「**訴訟等での争い**」欄には、輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（）にチェックを付し又はをとする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

「**税関記入欄**」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。